

総合環境センターダイオキシン類等分析検査業務委託に係る仕様書

(本仕様書の適用範囲)

第1条 本仕様書は、総合環境センターダイオキシン類等分析検査業務委託（以下「本業務」という。）に適用する。

(本業務の目的)

第2条 本業務は、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号。以下「ダイオキシン類特措法」という。）第28条および廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第9条の3第5項の規定に基づき、総合環境センターの溶融施設および最終処分場等から排出される排出ガス又は排出水等に含まれるダイオキシン類濃度等を測定するとともに、処理施設の機能および現況を把握し、周辺の環境保全対策や施設整備の基礎資料とすることを目的とする。

(調査箇所)

第3条 本業務における調査箇所は、秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝地内にある総合環境センターの別添図面により指示された箇所とする。

(履行期間)

第4条 本業務の履行期間は、契約締結日の翌日から令和9年3月31日までとする。

(成果品)

第5条 本業務の成果品は、次によるものとする。

- (1) 調査報告書 A4版1部および電子ファイル1部
- (2) 分析の帳票 クロマトグラム1部

(業務管理)

第6条 受託者は、着手前に、本業務の履行期間内に本業務を完了するよう全項目の業務工程を計画し、書面で発注者に提出するものとする。

2 受託者は、本業務の円滑な進捗を図るため、統括責任者を配置するものとする。

3 前項の統括責任者は、十分な経験を有する品質管理者、技術管理者および測定担当者をそれぞれ指名し、本業務における品質を十分に確保するものとする。

(法令の遵守)

第7条 受託者は、本業務を実施するに当たって、各種の関係法令等を遵守しなければならない。

(費用の負担)

第8条 本業務における調査、検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

(再委託)

第9条 検査業務における試料採取又は分析を再委託する場合は、特定計量証明事業（大気中のダイオキシン類、水又は土壌中のダイオキシン類）の認定を受けている者を選定し、あらかじめ書面により発注者の承諾を得るものとする。

(検査)

第10条 受託者は、本業務の完了後、所定の手続を経て発注者の検査を受けけるものとする。この場合において、成果品の納品後、記入漏れ、不備又は誤りが発見されたときは、受託者は、直ちに責任をもって訂正の上、納品し直すものとする。

2 本業務は、検査合格をもって完了とする。

(機密の保持)

第11条 受託者は、本業務の遂行上知り得た事項について、第三者に漏らしてはならない。本契約期間満了後においても、同様とする。

(業務の遂行)

第12条 受託者は、業務委託契約書および本仕様書に基づき本業務を遂行しなければならない。

(事前協議)

第13条 受託者は、本業務を遂行するに当たり、測定日時、測定個所の位置および作業の安全等について、発注者と受託者の間において事前に協議を行い、検査場所の状況を確認するものとする。

(本調査の方法等)

第14条 本調査における試料採取、現地測定および測定分析の内容ならびに数量は、別添「調査項目一覧表」のとおりとする。

2 試料採取、現地測定および測定分析の方法については、ダイオキシン類特措法、廃棄物処理法および関係省令に定める方法とし、特に定めのない事項については、日本産業規格（J I S）および環境省が定めるマニュアルに準ずるものとする。

3 測定データの品質管理は、日本産業規格（J I S）および環境省が定めるマニュアルに準ずるものとする。この場合において、受託者は、精度管理に関する計画を作成し、発注者に書面で事前に提出するものとする。

（調査結果の記録および報告）

第15条 受託者は、次の事項を記録し、調査報告書に記載するものとする。

- (1) ダイオキシン類測定時における運転状況等
- (2) ダイオキシン類の分析結果
- (3) その他の分析結果
- (4) 精度管理に関すること

（協議）

第16条 本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた事項については、発注者、受託者双方で協議し、決定するものとする。

(別紙)

調査項目一覧表

1 現地測定項目

検体名	項目	数量	採取場所
排出ガス	排出ガス中の水分、排出ガス平均温度、排出ガス量等の基礎的項目、その他調査に必要な項目	2	下表中、排出ガスの欄の各採取場所
灰、無機排水汚泥	気温、外観、その他分析に必要な項目	4	下表中、灰、無機排水汚泥の欄の各採取場所
排出水等	気温、水温、透視度、色、におい、外観、残留塩素濃度、その他分析に必要な項目	12	下表中、排出水等の欄の各採取場所
土壌	気温、外観、土性、その他分析に必要な項目	1	下表中、土壌の欄の採取場所

2 測定分析項目

検体名	項目	数量	採取場所
排出ガス	ダイオキシン類、一酸化炭素、酸素、ばいじん、塩化水素	2	溶融施設（1号炉・2号炉）煙道各1回
灰	集塵灰	2	溶融施設1号炉・2号炉各集塵器出口
	無害化後集塵灰	1	溶融施設（集塵灰無害化处理装置）
無機排水汚泥	ダイオキシン類、含水率、強熱減量	1	溶融無機排水処理施設
排出水等	灰汚水	1	溶融施設（灰洗浄ろ液）
	浸出水	4	最終処分場（既設埋立・現埋立・飛灰埋立・不燃埋立）各集水ピット
	排出水	4	溶融施設（無機排水処理施設放流水）、最終処分場（除鉄排水放流水、高度処理排水放流水）、末端放流水（ヒューム管放流水）
	地下水	3	最終処分場周縁（排水処理施設脇、健康センターグラウンド、粘土層上部遮水シート下）
土壌	ダイオキシン類、含水率、強熱減量	1	敷地境界付近